

第2章

総則

- 024 | 第1節 区役所、区民、事業者の責務と役割
- 027 | 第2節 災害時応急対策活動
- 031 | 第3節 災害時即応体制の確立

第2章

総則



第1節 区役所、区民、事業者の責務と役割

～責務・役割の明確化、実行性の担保、持続可能な体制の確立～

1. 計画の目的

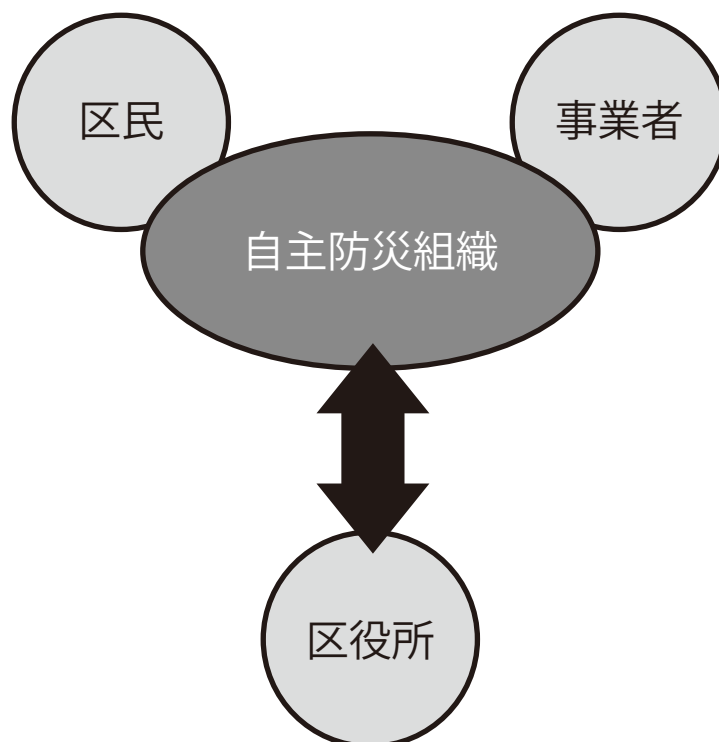
災害発生後、直ちに誰もが率先して災害応急対策活動が自発的に実施できるよう、平時から区役所、区民、事業者の責務・役割や活動内容を明確にする。

また、数多くある災害応急対策活動内容から、区役所、区民、事業者及び自主防災組織※ごとに必ず実施する必要のある項目をしばりこむことにより、それらの活動の実行性を高める。

災害応急対策活動には持続性が必要とされる項目もあることから、区役所、区民、事業者及び自主防災組織（※）ごとにそれらの活動が持続可能な体制を確立することを目的とする。

※自主防災組織

「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通の目的に向かって活動を行うもので、概ね小学校通学区域内を単位として整備され、地域活動協議会や連合振興町会等を中心とした、地域に居住又は勤務する広範囲な人員で構成されるもの。



2. 防災・減災のための基本的責務と役割及び業務内容

(1) 区役所の責務と役割及び業務内容

区民などの生命、身体及び財産を災害から保護するために必要な防災・減災対策を講ずる。

対策の実施にあたっては、区民や事業者、その他関係機関と連携及び協力するよう努める。

【災害時の応急対策】

区災害対策本部を設置し、自主防災組織への支援を通じて区民や事業者による自主防災活動を支援する。

(2) 区民の責務と役割及び業務内容

自ら所有し又は管理する施設、設備及び家具などについて、災害に対する安全性を確保するよう努める。

また、自らが防災・減災に関する知識の習得などに努めて日頃から災害への備えを行うとともに、防災訓練などへの参加や自主防災組織の結成などの取組を行うよう努める。

自主防災組織は、地域の特性に応じた地区防災計画を作成するなど地域防災力の向上のための取組みを推進するよう努める。

区民及び自主防災組織は、区の実施する防災・減災対策に協力するよう努める。

【災害時の応急対策】

自らの安全を守るよう行動する。自主防災組織は地域災害対策本部を設置し、近隣や建物ごとの応急対策活動を統括して自主防災活動に取組む。

(3) 事業者の責務と役割及び業務内容

自ら所有し又は管理する施設及び設備などの災害に対する安全性を確保するよう努める。

また、自らが防災・減災に関する知識の習得などに努めて日頃から災害への備えを行うとともに、消火、救助などのための防災資機材の整備や、防災訓練などへの参加その他の防災・減災の取組を行うよう努める。

また、事業者は、災害が発生した場合における事業の継続又は早期の再開に関する計画（BCP）を作成するよう努める。

事業者は、区の実施する防災・減災対策に協力するよう努める。

【災害時の応急対策】

事業所内であるいは事業者間で協力して従業員及び来客の安全確保に努める。その安全確保を損なわない範囲内で地域の自主防災組織の活動に協力する。

第2節 災害時応急対策活動

1. 災害時応急対策活動

災害時の応急対策においては、自助・共助の各段階で区民、事業者、自主防災組織、区役所が連携しながら、安否確認や安全確保のため以下のような活動を行う。

| 災害時応急対策活動 | 活動を実践するための役割 |
|---------------|--------------|
| 的確な情報の収集と伝達 | → 第3章 第1節 |
| 初期消火など施設の安全確保 | → 第3章 第2節 |
| 被災者の救出や救護 | → 第3章 第3節 |
| 安全な避難や滞留 | → 第3章 第4節 |

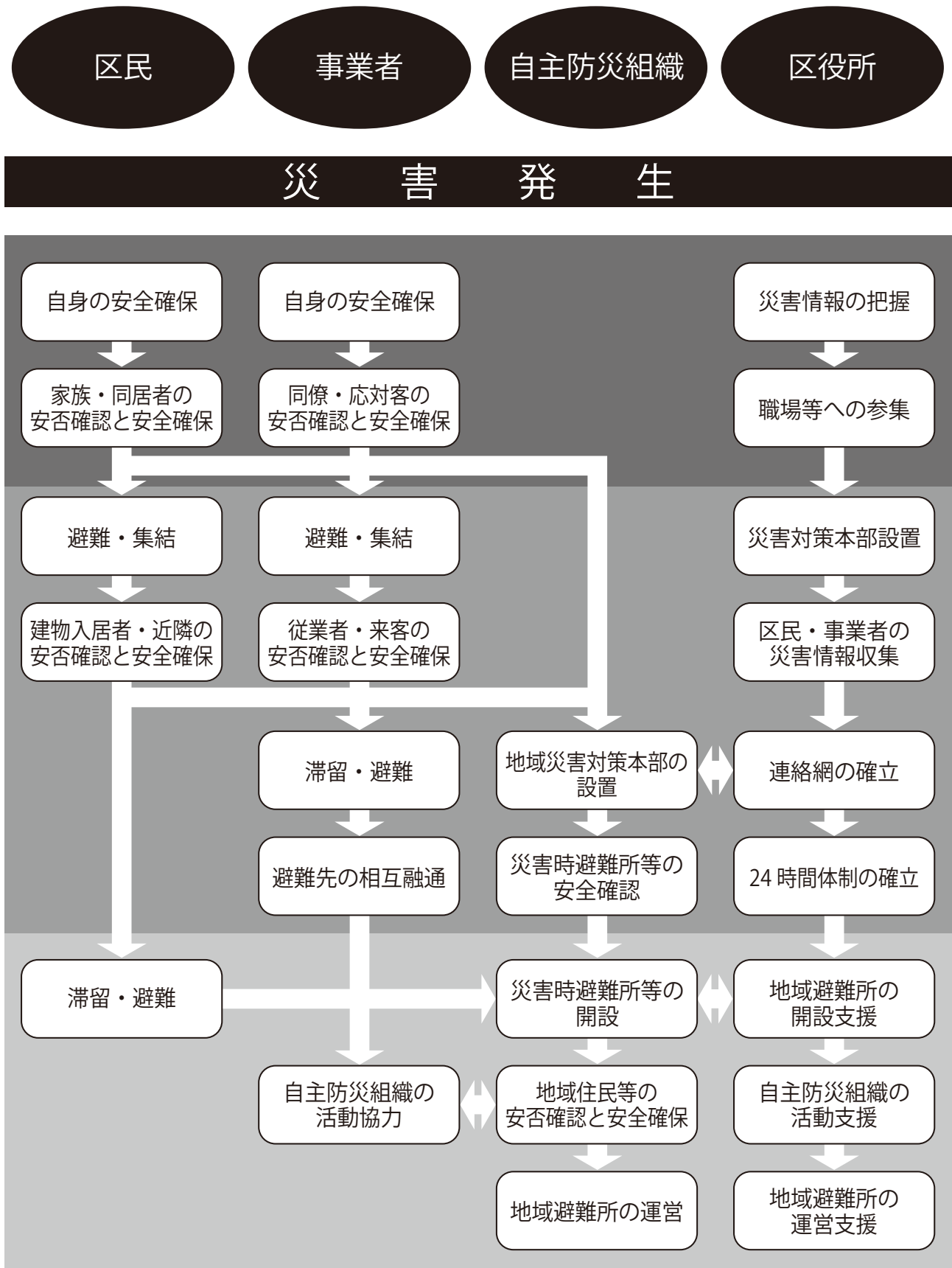
また、これらの活動においては以下のような被災者への留意を行う。

| 災害時応急対策活動 | 活動を実践するための役割 |
|------------------|--------------|
| 災害時避難行動要支援者の避難対策 | → 第3章 第5節 |
| 支援ボランティアの体制整備 | → 第3章 第6節 |
| 帰宅困難者の避難対策 | → 第3章 第7節 |

津波発生の際には、緊急の活動が生死を決するため特別の配慮を行う。

| 災害時応急対策活動 | 活動を実践するための役割 |
|-------------|--------------|
| 津波等発生時の避難対策 | → 第3章 第8節 |

2. 災害時の行動フロー



3. 災害時の行動確認

区民の災害応急対策活動

自助

個人・家族の 災害応急対策活動

個人や家族で身体の安全確保や安否確認、避難の準備を行います。

- 自身の安全確保
- 家族・同居者の安否確認
- 家族・同居者の救助・救護
- 初期消火、ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす
- 屋内の安全点検
- 非常持ち出し品の確認
- ラジオ等での情報収集（津波発生の有無等）
- 避難経路の確保（扉を開けるなど）
- 玄関に避難先の表示

事業者の災害応急対策活動

自助

個人・同僚等の 災害応急対策活動

個人や同僚等で身体の安全確保や安否確認、避難の準備を行います。

- 自身の安全確保
- 同僚・応対客の安否確認
- 同僚・応対客の救助・救護
- 初期消火、ガスの元栓を閉める
- 電気のブレーカーを落とす
- 室内・店内の安全点検
- 非常持ち出し品の確認
- ラジオ等での情報収集（津波発生の有無等）
- 避難・滞留準備

共助

地域の災害応急対策活動

隣近所やマンションでの安否確認や避難の呼びかけ・救助など、身近な地域での避難行動を行います。

- 隣近所・建物居住者の
集結・役割分担
- 隣近所・建物居住者の安否確認
- 避難の呼びかけ・救助
- 隣近所・建物の安全点検
- 隣近所・建物の消火活動
- 隣近所・建物の防犯活動
- 情報収集・自主防災組織への伝達
- 避難・滞留準備

共助

地域の災害応急対策活動

商店街やビルでの安否確認や避難の呼びかけ・救助など、身近な地域での避難行動を行います。

- 商店街・ビル入居者の
集結・役割分担
- 商店街・ビル入居者の安否確認
- 避難の呼びかけ・救助
- 商店街・ビルの安全点検
- 商店街・ビルの消火活動
- 商店街・ビルの防犯活動
- 情報収集・自主防災組織への伝達
- 避難・滞留準備

自主防災組織の災害応急対策活動

共助 地域の災害応急対策活動

地域の安否確認や避難の呼びかけ・救助等、地域全体で避難行動を行います。また、地域の巡回活動等の防犯活動を行います。

- 自主防災組織集結・
地域災害対策本部設置
- 避難所の安全確認
- 避難所の開設
- 地域の安全確認
- 地域の消火活動
- 救助・救護活動
- 防犯活動
- 情報収集・伝達
- 避難所の運営
- 避難行動要支援者の避難支援

区役所の災害応急対策活動

公助 災害対策本部の設置

災害発生の恐れがある場合や災害発生後、直ちに、区内の災害応急対策活動を組織的に行うため、区災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行います。

(1) 被害情報の収集

区災害対策本部で被害情報を収集し、関係先へ伝達・連携します。

(2) 被害状況等の調査

職員を現地へ派遣するなど、被害状況・医師派遣体制等を調査します。

(3) 避難行動要支援者の状況調査

自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の状況把握に努めます。

(4) 避難所の開設

職員を避難所に派遣し、地域と協力し避難所の開設を行います。

(5) 救援物資の確保

市災害対策本部へ避難者に対する必要な救援物資を要請します。

第3節 災害時即応体制の確立

災害時の応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、あらかじめそれぞれの活動に向けての体制づくりと定期的な訓練の実施を欠かすことができない。ここでは、体制の確立のために最低限必要な事項をまとめる。

区民の災害時即応体制の確立

家族での役割分担

家族で災害時の役割を決めておきます。

- 家族の安否確認担当
- 家の火元確認担当
- 家電担当（コンセントを抜く）
- ブレーカー担当（ブレーカーを落とす）
- 情報確認担当
（テレビ・ラジオ・インターネット等）
- 避難経路担当（扉を開けるなど）
- 非常持ち出し品担当
- 避難先掲示担当
（避難先などを玄関に貼り紙をする）

※事前に防火・耐震対策・家庭内備蓄を万全に！

災害応急対策活動体制の確立

地域やマンションの防災訓練や学習会などを通じて、ご近所における災害応急対策活動や役割を決めておきます。

- 連絡調整担当
（地域対策本部との連絡調整）
- 安否確認担当
（住民等の安否確認）
- 避難誘導担当
（住民等の避難誘導）
- 初期消火担当
（初期の出火を消火）
- 救出救護担当
（怪我人の救出救護）
- 情報収集担当
（地域の被害情報を集約）
- 防犯担当
（近隣マンション等の防犯活動）

事業者の災害時即応体制の確立

事業所での活動ルール

従業者で災害時のルール・分担を決めておきます。

- 同僚や来客の安否を確認する
- 同僚や来客の救出・救護
- 消火等二次災害防止
- 屋内安全点検
- 情報収集・連絡調整
- 同僚や来客の避難誘導
- 物資確保

※事前に防火・耐震対策・事業所内備蓄を万全に！

災害応急対策活動体制の確立

事業所のBCPやビルの防災計画などで、災害応急対策活動や役割を決めておきます。

- 連絡調整担当
（事業所間の連絡調整）
- 安否確認担当
（従業者・来客の安否確認）
- 避難誘導担当
（従業者・来客の避難誘導）
- 初期消火担当
（初期の出火を消火）
- 救出救護担当
（怪我人の救出救護）
- 情報収集担当
（地域の被害情報を集約）
- 防犯担当
（事業所・ビル等の防犯活動）
- 滞留スペース担当
（滞留スペースの管理運営）
- 物資・食糧担当
（物資の管理）

自主防災組織の災害時即応体制の確立

災害応急対策活動体制の確立

地域の防災訓練や学習会などを通じて、地域における災害応急対策活動や役割を決めておきます。

- 安否確認担当
(住民の安否確認)
- 避難誘導担当
(住民の避難誘導)
- 初期消火担当
(初期の出火を消火)
- 救出救護担当
(怪我人の救出救護)
- 情報収集担当
(地域の被害情報を集約)

避難所開設・運営委員会の編成

訓練などを通じて、避難所開設・運営委員会を編成し、避難所運営方法や役割を決めておきます。

- 委員長
(避難所を総括)
- 庶務班
(避難所の状況を集約)
- 管理班
(避難所の施設管理)
- 情報班
(避難所の受付・情報提供)
- 救助班
(怪我人の応急救護・水食糧の配給)
- 衛生班
(トイレの確保・ゴミの処理)
- 要救護者支援班
(要救護者の生活支援)
- 安全防犯班
(地域の犯罪予防活動)

区役所の災害時即応体制の確立

災害対策本部体制の確立

区役所では、勤務時間内に災害が発生したときに、体制を確立するため、職員訓練や職員研修を実施します。
また、災害時は、次の班編成で災害応急対策活動を実施します。

- (1) 本部
(区災害対策本部の運営)
- (2) 庶務班
(各班の連携統制)
- (3) 救助班
(救援物資の確保)
- (4) 避難受入班
(避難所の管理運営 - 地域と一体)
- (5) 情報収集班
(被害状況の収集・伝達)
- (6) 保健福祉班
(医療関係機関との連絡調整)

緊急区本部員・直近参集職員の任命

勤務時間外に災害が発生した場合、概ね 30 分以内に区役所に参集する職員（緊急区本部員約 20 名・直近参集職員約 40 名）を任命します。

24 時間体制の編成

持続的かつ継続的に災害応急対策活動を実施するため、災害対策本部体制を災害から当面の間は 24 時間体制を編成します。